

# **和歌山県の情報公開・個人情報保護**

**令和5年度の情報公開制度・個人情報保護制度実施状況報告書**

**令和 6 年 11 月**

**和歌山県総務部総務管理局総務課**

## 目 次

### 情報公開制度

#### I 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の目的	1
2 公文書開示制度	1
3 情報公開の総合的な推進	4

#### II 情報公開制度の運用状況

1 公文書の開示請求の処理状況	6
2 公文書の任意開示の申出の処理状況	11
3 審査請求の状況	11

#### III 情報提供の状況

1 行政資料の利用状況	13
2 情報公開コーナーの主な配架資料	14

## **個人情報保護制度**

I	個人情報保護制度のあらまし	
1	個人情報保護制度の目的	16
2	個人情報保護制度の概要	16
II	個人情報保護制度の運用状況	
1	個人情報ファイル簿の件数	20
2	保有個人情報の開示請求等	21
3	審査請求の状況	25
4	行政機関等匿名加工情報の提案の件数及び処理状況	27
	<b>和歌山情報公開・個人情報保護審議会</b>	28

# 情報公開制度

# I 情報公開制度のあらまし

## 1 情報公開制度の目的

和歌山県では、平成5年10月1日に「和歌山県公文書の開示に関する条例」（以下「旧条例」という。）が施行され、情報公開制度がスタートしました。その後、社会情勢の変化、地方分権の推進、法律との調整により旧条例を見直す必要が出てきたため、「原則公開」の徹底と「個人のプライバシーの保護」への最大限の配慮を基本としつつ、「県民の知る権利」、「行政の説明責務」等が盛り込まれた和歌山県情報公開推進懇話会の提言を踏まえ、旧条例を全面改正した「和歌山県情報公開条例」（以下「条例」という。）が平成13年3月27日に公布され、同年10月1日から施行されています。

本県の情報公開制度は、①公文書開示制度、②情報提供制度という2本の柱から構成されています。公文書開示制度は、条例によって創設された県民等の公文書の開示を求める権利に対し、県が一定の範囲で開示義務を負うものです。また、情報提供制度は、県が積極的にその保有する情報を県民に提供していくこうというものであります。そして、両者は、それぞれ機能を分担しながら、相互に補完し合う関係になっており、この2つの施策を総合的に実施することによって、県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政をより一層推進していくことが情報公開制度の目的です。

## 2 公文書開示制度

公文書開示制度は、県が保有する公文書について、その開示を求める県民等の権利を条例により明らかにしたもので、具体的には、自らが見たいと思う公文書について開示請求を行い、その請求に係る公文書がこの条例で定める要件を満たした公文書であれば、その公文書を閲覧し、又は写しの交付を受けることができるというものです。

### (1) 実施機関

条例において「実施機関」とは、条例に基づき公文書の開示等を実施する機関で、以下の15機関がこれに当たります。

知事、議会、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、警察本部長、県が設立した地方独立行政法人（※）並びに和歌山県住宅供給公社及び和歌山県土地開発公社（以下「地方公社」という。）

※ 現在、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「県立医科大学」という。）  
が該当

## (2) 公文書の定義

---

条例において、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものを「公文書」と定義しています。

## (3) 請求権者

---

条例において「請求権者」とは、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる者で、県内外、個人、法人を問わず「何人も」公文書の開示請求をすることができます。

## (4) 請求の対象となる公文書の範囲

---

開示請求ができる公文書の範囲については以下のとおりです。

ア 議会、公安委員会、警察本部長及び地方公社を除く実施機関

（ア） 平成 13 年 4 月 1 日以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書

（イ） 平成 13 年 3 月 31 日以前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書であって、平成 5 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの間に決裁又は供覧等の手続が終了した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）

（ウ） 平成 13 年 3 月 31 日以前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書であって、平成 13 年 4 月 1 日以後に決裁又は供覧等の手續が終了した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）

イ 議会、公安委員会及び警察本部長

（ア） 平成 13 年 4 月 1 日以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書

（イ） 平成 13 年 3 月 31 日以前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書であって、平成 13 年 4 月 1 日以後に決裁又は供覧等の手續が終了した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）

ウ 地方公社

（ア） 平成 14 年 10 月 1 日以降に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書

## (5) 請求の手続

公文書の開示請求は、実施機関に対して、必要事項を記載した公文書開示請求書を提出して行います。当該請求の受付窓口として、県庁内に総合公開窓口（情報公開コーナー）と各課室の情報公開相談員（※）、地方機関及び振興局に地方公開窓口と各部の情報公開相談員（※）を設置しています。議会については県議会事務局総務課が、公安委員会及び警察本部長については警察本部情報公開コーナー及び各警察署警務課が受付窓口となっています。また、県立医科大学及び地方公社についてはそれぞれの機関に受付窓口を設けています。

※ 平成 25 年 1 月 1 日より、公文書開示請求の受付窓口の県庁各課及び振興局各部に開示請求を補助する情報公開相談員を設置しています。

## (6) 請求に対する決定

実施機関は、公文書開示請求書を受け付けたときは、受け付けた日の翌日から起算して 15 日以内に開示するかどうかの決定を行います。決定の通知は、即日開示を除き、書面により行います。

なお、実施機関は、やむを得ない理由によりその 15 日以内の期間内に開示するかどうかの決定ができないときは、公文書開示請求書を受付した日の翌日から起算して 60 日を限度として当該期間を延長することができます。

## (7) 開示の方法

公文書の開示には、公文書を閲覧する方法と、公文書の写しの交付を受ける方法があり、その両方を求めるることもできます。

なお、公文書の写しの交付を受ける場合には、その写しの交付に要する手数料として、複写機によるもの（日本産業規格 A4 列 3 番までのもの）についてはその写し白黒 1 枚につき 10 円、カラー 1 枚につき 40 円、その他写しについては条例で定める金額となっています。

また、平成 25 年 1 月 1 日から公文書を閲覧する場合にも手数料を要します。（40 枚までの場合 4 枚までごとにつき 10 円、40 枚を超える場合 40 枚までごとにつき 100 円）

## (8) 公文書の開示義務

条例は、「県民の公文書の開示を求める権利を十分に尊重するものとする」という第 3 条の規定からも明らかなように、公文書の原則公開を基本理念にしており、実施機関は請求に係る公文書に次の非開示事項が記録されている場合を除き、公文書を開示しなければならないことになっています。

- (ア) 法令秘情報
- (イ) 個人に関する情報
- (ウ) 行政機関等匿名加工情報

- (工) 法人等に関する情報
- (オ) 公共の安全等に関する情報
- (カ) 審議、検討等に関する情報
- (キ) 事務又は事業に関する情報

## (9) 審査請求

実施機関が行った非開示等の決定に対して不服のある場合には、その実施機関に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。審査請求を受けた実施機関は、その審査請求が不適法であることを理由として却下するとき及び決定又は裁決で、審査請求に係る開示決定等を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするときを除き、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会に諮問しなければなりません。また、実施機関は、諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、その審査請求に対する裁決等を行わなければならないとされています。

なお、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会は、優れた識見を有する10名以内の委員で構成され、第三者的な立場から審査請求の事案を審議するために設けられた知事の附属機関です。

## (10) 公文書の任意開示

実施機関は、開示請求の対象とならない公文書のうち、保存期間が永久と定められており、かつ、検索資料が整備されている公文書について、開示の申出があったときは、その公文書の開示に努めるものとされています。

### 3 情報公開の総合的な推進

情報公開を公文書開示制度と共に推進していく制度として、情報提供制度があります。

情報提供制度とは、実施機関が自主的・能動的に、又は県民の求めに応じて任意に県政に関する情報を広く県民の利用に供する制度であり、公文書の情報を整理、また、説明を加え理解しやすい形で提供できる利点を持っています。

公文書開示制度は、公文書の持つ専門的な性格のため、どうしても県民に対する情報公開制度としては限界があります。したがって、県民の必要としている情報を、可能な限り分かりやすく、正確かつ迅速に提供できるように、情報の総合的な管理体制を確立し、自己の広報手段を拡充するとともに、報道機関に対する積極的な情報提供を行う等情報公開の有機的、総合的な推進に一層努める必要があります。

本県では、情報提供施策の1つとして、県庁本館2階に「情報公開コーナー」を設置し、和歌山県、その他の地方自治体、国等の刊行物、統計書等を収集し、県民の閲覧に供するほか、写しの交付、有償刊行物の販売などを行っています。

また、県が保有する情報についての相談にも応じています。

## II 情報公開制度の運用状況

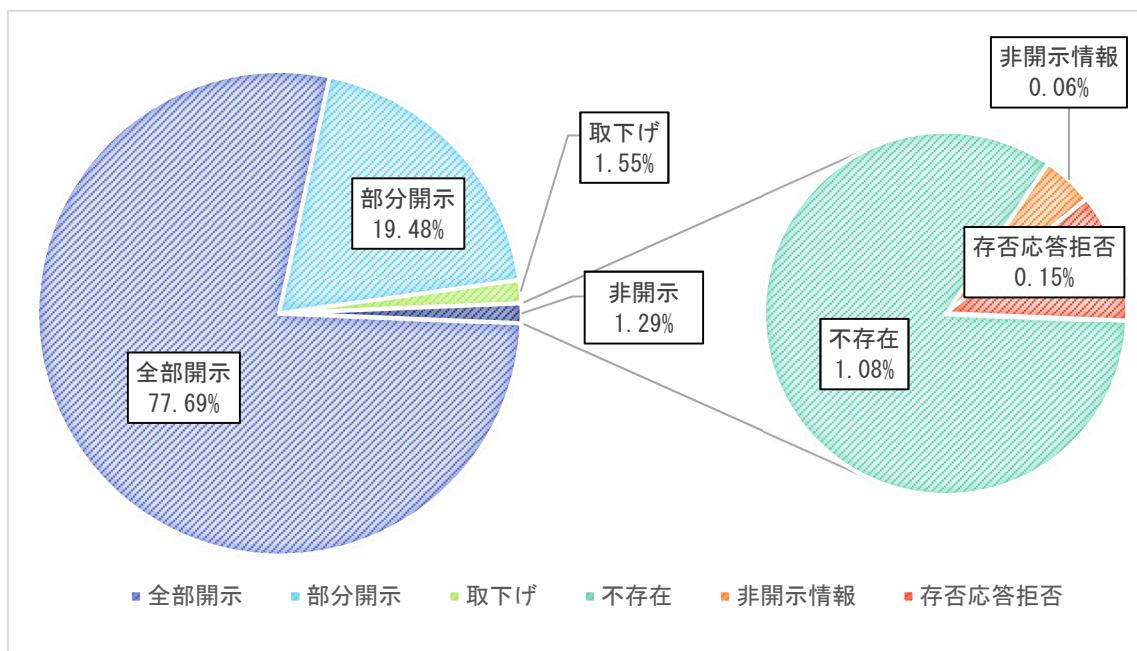
### 1 公文書の開示請求の処理状況

以下に掲げる表は、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）を含む過去3年度分の処理状況を示したものです。

#### (1) 請求件数及び決定内容等の区分

区分	請求件数	決定内容等						
		開示			非開示			取下げ
		全部開示	部分開示	計	非開示情報	不存在	存否応答拒否	
令和5年度	6,731	5,229	1,311	6,540	4	73	10	104
令和4年度	6,126	3,138	2,265	5,403	115	442	25	141
令和3年度	5,968	3,330	2,311	5,641	41	154	9	123

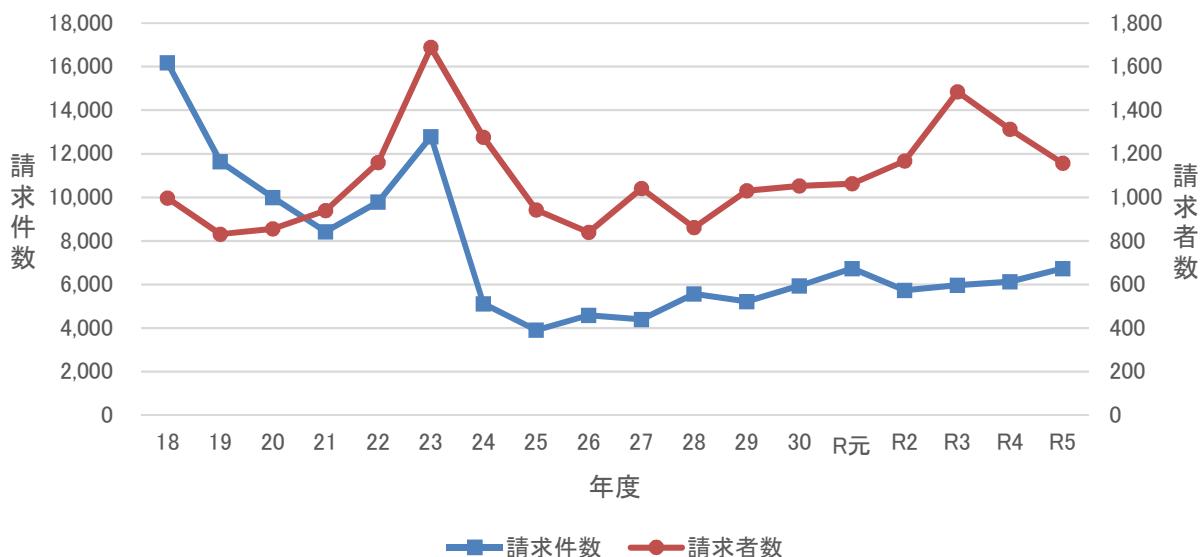
#### (2) 令和5年度の請求件数の決定区分（小数点第3位以下は四捨五入）



### (3) 窓口別請求者数（延べ人数）

区分		令和5年度	令和4年度	令和3年度
知事部局 各種委員会	総合公開	610	746	880
	地方公開	348	354	400
	担当課	154	156	133
議会		5	10	18
警察		34	44	52
県立医科大学		5	2	0
住宅供給公社		0	0	0
土地開発公社		0	0	1
計		1,156	1,312	1,484

### (4) 請求件数・請求者数の推移



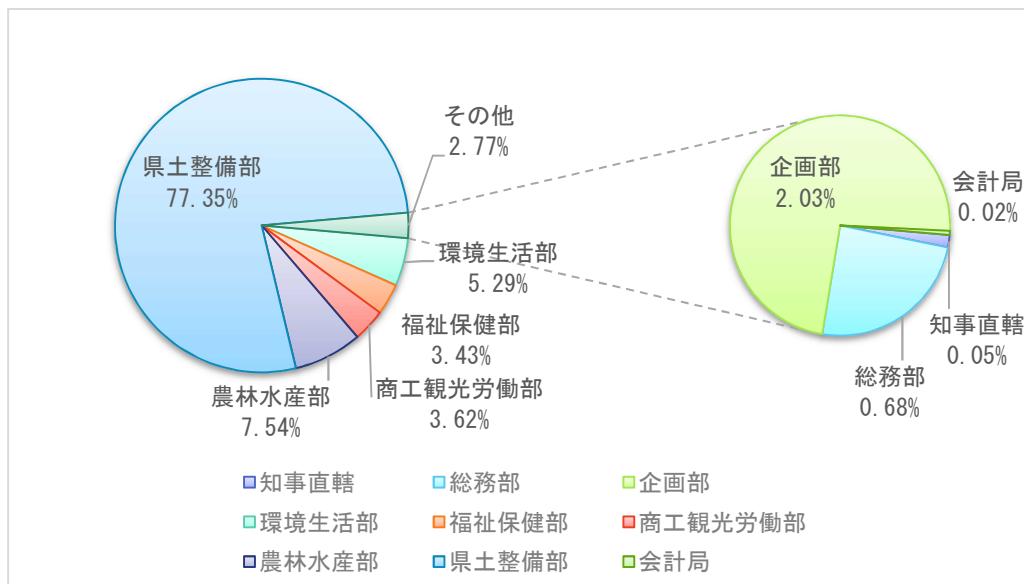
(5) 実施機関別請求状況

区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
知事部局	知事室	3	10
	総務部	40	229
	企画部	120	165
	環境生活部	313	404
	福祉保健部	203	819
	商工観光労働部	214	312
	農林水産部	446	373
	県土整備部	4,577	1,608
	会計局	1	1
	どの部局にも属さないもの	0	0
小計		5,917	3,921
			4,909
議会		6	152
教育委員会		64	1,063
公安委員会		6	0
選挙管理委員会		458	586
監査委員		0	0
人事委員会		0	0
労働委員会		0	0
収用委員会		0	0
海区漁業調整委員会		0	0
内水面漁業管理委員会		0	0
警察本部		272	402
和歌山県立医科大学		8	2
和歌山県住宅供給公社		0	0
和歌山県土地開発公社		0	1
計		6,731	6,126
			5,968

※ 令和5年度の実施機関別内訳

区分	公文書 件数	決定内容等						取下げ	
		開示		非開示					
		全部	部分	非開示情報	不存在	存否応答 拒否			
知事部局	知事室	3	1	0	0	1	0	1	
	総務部	40	13	17	0	6	0	4	
	企画部	120	109	7	0	3	0	1	
	環境生活部	313	163	137	0	6	0	7	
	福祉保健部	203	104	68	0	10	2	19	
	商工観光労働部	214	44	155	0	0	0	15	
	農林水産部	446	337	89	0	11	0	9	
	県土整備部	4,577	4,335	209	1	11	3	18	
	会計局	1	0	1	0	0	0	0	
	どの部局にも属さないもの	0	0	0	0	0	0	0	
小計		5,917	5,106	683	1	48	5	74	
議会		6	5	0	0	1	0	0	
教育委員会		64	15	18	0	3	1	27	
公安委員会		6	0	6	0	0	0	0	
選挙管理委員会		458	76	374	0	8	0	0	
監査委員		0	0	0	0	0	0	0	
人事委員会		0	0	0	0	0	0	0	
労働委員会		0	0	0	0	0	0	0	
収用委員会		0	0	0	0	0	0	0	
海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0	0	0	
内水面漁業管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	
警察本部		272	19	230	3	13	4	3	
和歌山県立医科大学		8	8	0	0	0	0	0	
和歌山県住宅供給公社		0	0	0	0	0	0	0	
和歌山県土地開発公社		0	0	0	0	0	0	0	
計		6,731	5,229	1,311	4	73	10	104	

※ 令和5年度の知事部局別内訳（小数点第3位以下は四捨五入）



(6) 件数の多い請求内容

部局名	主な内容
県土整備部	・金入り工事設計書 ・道路位置指定申請書 ・道路計画平面図 ・建設業許可業者名簿
福祉保健部	・医療法人の財務諸表
環境生活部	・法令等に基づく許認可台帳（理美容等）
商工観光労働部	・大規模小売店舗立地法届出書 ・協同組合等の財務諸表

(7) 非開示理由別内訳

非開示又は部分開示の決定をした公文書の非開示理由別の内訳です。2つ以上の非開示理由がある公文書については、すべての理由について集計しています。

区分（該当条項）	令和5年度	令和4年度	令和3年度
法令秘情報（1号）	13	102	25
個人に関する情報（2号）	1,647	1,879	1,745
実施機関非識別加工情報（3号）	0	0	0
法人等に関する情報（4号）	582	1,748	1,371
公共の安全等に関する情報（5号）	158	186	196
審議、検討に関する情報（6号）	17	7	6
事務又は事業に関する情報（7号）	331	158	238
その他（不存在・存否応答拒否）	91	467	7

## 2 公文書の任意開示の申出の処理状況

以下に掲げる表は、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）を含む過去3年度分の公文書任意開示申出の処理状況を示したものです。

### 請求件数及び決定件数等の区分

区分	請求件数	決定内容等							取下げ	
		開示			非開示					
		全部開示	部分開示	計	非開示情報	不存在	存否応答拒否			
令和5年度	56	19	26	45	2	7	0	2		
令和4年度	72	8	51	59	2	7	0	4		
令和3年度	34	4	27	31	0	0	0	3		

## 3 審査請求の状況

実施機関が行った公文書の非開示決定及び部分開示決定に対する審査請求は、令和5年度に受理したもののが20件ありました。令和4年度以前から継続しているものが2件あり、令和5年度中に取り扱った審査請求は合計22件です。これらの処理状況は以下のとおりです。（令和6年3月31日時点）

### （1） 審査請求の件数及び処理状況

年 度	審査請求件数	処理状況					
		全部認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審査中
令和5年度	20	0	0	1	0	0	19
令和4年度	1	0	0	0	0	0	1
令和3年度	1	0	0	0	0	0	1

## (2) 審査請求の内容及び審議会の状況

詰 問 番 号	審 査 請 求 内 容	審査請求	情報公開・個人情報保護審議会	裁決等	原処分内容等
		審査請求年月日	詰問年月日	答申内容	裁決年月日
		実施機関（担当課）	答申年月日		裁決内容
(情)11	公文書開示請求について非開示決定（非開示情報に該当）及び部分開示決定が行われたことに対する審査請求	R3.10.6	R4.5.9	一部取消し	—
		知事（企画総務課）	R6.3.26		— 4号、6号、7号
(情)14	公文書開示請求について非開示決定（存否応答拒否）が行われたことに対する審査請求	R5.4.3	R5.6.21	原処分妥当	R5.11.10 非開示
		公安委員会	R5.10.24		棄却 存否応答拒否
(情)15	公文書開示請求について非開示決定（不存在）が行われたことに対する審査請求	R5.4.3	R5.6.30	原処分妥当	— 非開示
		知事（総務課）	R6.3.14		— 不存在
(情)16	公文書開示請求について非開示決定（不存在）が行われたことに対する審査請求	R5.3.24	R5.7.20	原処分妥当	— 非開示
		知事（広報課）	R6.3.14		— 不存在
(情)17	公文書開示請求について非開示決定（不存在）が行われたことに対する審査請求	R5.3.30	R5.7.20	審議中	— 非開示
		知事（広報課）	—		— 不存在
(情)18	公文書開示請求について非開示決定（不存在）が行われたことに対する審査請求	R5.4.5	R5.7.20	原処分妥当	— 非開示
		知事（医務課）	R6.3.14		— 不存在
(情)19	公文書開示請求について非開示決定（存否応答拒否）が行われたことに対する審査請求	R5.4.3	R5.8.9	審議中	— 非開示
		知事（子ども未来課）	—		— 存否応答拒否
(情)20	公文書開示請求について非開示決定（存否応答拒否）が行われたことに対する審査請求	R5.5.1	R5.10.10	審議中	— 非開示
		知事（子ども未来課）	—		— 存否応答拒否
(情)21	公文書開示請求について非開示決定（存否応答拒否）が行われたことに対する審査請求	R5.5.1	R5.10.10	審議中	— 非開示
		知事（子ども未来課）	—		— 存否応答拒否
(情)22	公文書開示請求について部分開示決定が行われたことに対する審査請求	R5.8.28	R5.11.1	審議中	— 部分開示決定
		知事（資源管理課）	—		— 2号、4号
(情)23	公文書開示請求について部分開示決定が行われたことに対する審査請求	R5.7.24	R5.12.7	審議中	— 部分開示決定
		知事（子ども未来課）	—		— 2号
(情)24	公文書開示請求について非開示決定（不存在）が行われたことに対する審査請求	R5.7.24	R5.12.7	審議中	— 非開示決定
		知事（子ども未来課）	—		— 不存在
(情)25	公文書開示請求について部分開示決定が行われたことに対する審査請求	R5.12.8	R6.2.2	審議中	— 部分開示決定
		知事（企画総務課）	—		— 2号、7号
(情)26	公文書開示請求について非開示決定（条例の適用除外）が行われたことに対する審査請求	R5.12.20	R6.3.18	審議中	— 非開示決定
		公安委員会	—		— 適用除外
(情)27	公文書開示請求について非開示決定（存否応答拒否）が行われたことに対する審査請求	R5.12.20	R6.3.18	審議中	— 非開示決定
		公安委員会	—		— 存否応答拒否
(情)28	公文書開示請求について部分開示決定が行われたことに対する審査請求	R5.6.19	R6.3.19	審議中	— 部分開示決定
		知事（商工振興課）	—		— 2号、4号、7号
(情)29	公文書開示請求について部分開示決定が行われたことに対する審査請求	R5.6.19	R6.3.19	審議中	— 部分開示決定
		知事（商工振興課）	—		— 2号、4号、7号
(情)30	公文書開示請求について部分開示決定が行われたことに対する審査請求	R5.6.19	R6.3.19	審議中	— 部分開示決定
		知事（商工振興課）	—		— 2号、4号
(情)31	公文書開示請求について部分開示決定が行われたことに対する審査請求	R5.11.27	R6.3.29	審議中	— 部分開示決定
		知事（子ども未来課）	—		— 2号、7号
—	公文書開示請求について部分開示決定が行われたことに対する審査請求	R6.1.11	—	—	部分開示決定
		教育委員会	—		— 2号、7号
—	公文書開示請求について部分開示決定が行われたことに対する審査請求	R6.1.16	—	—	部分開示決定
		選挙管理委員会	—		— 2号
—	公文書開示請求について部分開示決定が行われたことに対する審査請求	R6.2.13	—	—	部分開示決定
		選挙管理委員会	—		— 2号

### III 情報提供の状況

#### 1 行政資料の利用状況

以下に掲げる表は、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）を含む過去3年度分の情報公開コーナーの利用状況を示したものです。

##### (1) 行政資料の利用件数

区分	利用件数			利用者数
	閲覧	貸出	計	
令和5年度	273	132	405	112
令和4年度	439	970	1,409	138
令和3年度	195	329	524	119

##### (2) 利用者別内訳

区分	公務員	教員	会社員等	報道機関	学生	その他	計
令和5年度	22	19	40	1	12	18	112
令和4年度	56	10	43	2	10	17	138
令和3年度	33	13	47	3	5	18	119

##### (3) 写しの交付枚数等

区分		行政資料の利用
令和5年度	交付者数	114
	交付枚数	928
令和4年度	交付者数	110
	交付枚数	1,028
令和3年度	交付者数	106
	交付枚数	1,420

## 2 情報公開コーナーの主な配架資料

### (1) 情報公開コーナーに配架している主な行政資料(令和6年3月31日時点)

(各資料には配架されていない年度のものもあります。)

区分	行政資料名
知事室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県政のあゆみ (S43～H26) 　・県民の友 (S59～最新版)</li> <li>・和歌山県ガイドブック (H5～H17) 　など</li> </ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書事務の手引 (第四・五次改訂版) 　・予算の概要 (S41～最新版)</li> <li>・和歌山県の情報公開・個人情報保護 (運用・実施状況) (H5～最新版)</li> <li>・消防防災年報 (S44～H16 の発表年) 　・主要施策の成果 (S33～最新版)</li> <li>・和歌山県地域防災計画 (S38～最新版)</li> <li>・市町村決算の概況 (H12～H22) 　・市町村データブック (H5～最新版)</li> <li>・和歌山県税務統計書 (H5～最新版) 　・和歌山県報 (H9～最新版)</li> <li>・和歌山県国民保護計画・法人の経営状況報告書 (H4～最新版)</li> <li>・県税のあらまし (H17～最新版) 　など</li> </ul>
企画部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山県長期総合計画・図表で見る県勢 (S57～H18)</li> <li>・土地利用動向調査 (H4～H15)</li> <li>・和歌山県地価調査基準地価格要覧 (H11～H23)</li> <li>・指標からみた和歌山県のすがた (H20～最新版)</li> <li>・和歌山県人権施策基本方針 (H16・H22)</li> <li>・和歌山県の商業 (S35～H19) 　・和歌山県の工業 (S43～最新版)</li> <li>・和歌山県統計年鑑 (S28～最新版) 　・消費者物価指数年報 (S59～最新版) など</li> </ul>
環境生活部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民相談年報 (最新3か年) 　・和歌山県環境白書 (H12～最新版)</li> <li>・和歌山県男女共同参画年次報告書 (H20～最新版)</li> <li>・保全上重要なわかやまの自然和歌山県レッドデータブック (H12・H24)</li> <li>・鳥獣保護区等位置図 (H10～最新版) 　など</li> </ul>
福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山県の生活保護 (H1～最新版) 　・紀州の国保 (S55～R1)</li> <li>・和歌山県介護保険事業年報 (H12～R2)</li> <li>・わかやま長寿プラン (H12～最新版) 　など</li> </ul>
商工観光労働部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工（観光）労働行政の概要 (S63～R4 年度)</li> <li>・きのくに産業白書 (H12～H24) 　など</li> <li>・観光客動態調査報告書 (S47～H29)</li> </ul>
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山県の農林水産業 (S63～R4) 　・和歌山の果樹 (S59～H18)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山の水産 (S51～R4)</li> <li>・わかやまの農業農村整備 (H19～最新版)</li> <li>・森林・林業および山村の概況 (H7～H24) など</li> </ul>
県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山県県土整備の概要 (H15～最新版)</li> <li>・和歌山県の道路 (S58～H29) ・道路交通情勢調査 (H11・H17・H22)</li> <li>・和歌山県の都市計画 (S53～H19)</li> <li>・和歌山県水防計画書 (S35～H20)</li> <li>・和歌山県港湾統計 (S58～R1) ・和歌山の河川 (H17・H21)</li> <li>・わかやまの漁港 (H15) など</li> </ul>
各種委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の給与等に関する報告及び勧告 (H5～最新版)</li> <li>・選挙の記録 (S31～最新版)</li> <li>・和歌山県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書 (H2～R3 年度)</li> <li>・政治団体等の収支報告書の要旨 (S62～H11) など</li> </ul>
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通年鑑 (S53～H30) ・犯罪統計書 (S33～最新版)</li> <li>・和歌山の警察 (H15～H18) ・和歌山の犯罪 (H13～最新版) など</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内市町村の広報誌 ・県内市町村史 ・県内市町村要覧 など</li> </ul>
国等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国勢調査 ・日本統計年鑑 ・商業統計 ・家計調査</li> <li>・農林漁業センサス ・事業所・企業統計 ・建築統計年報 など</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21世紀WAKAYAMA (H1～最新版)</li> <li>・和歌山県職員録 (H21～最新版) ・他都道府県の統計 など</li> </ul>

なお、情報公開コーナー（県庁本館2階）では、ここに掲載した行政資料のほかにも、多数行政資料を保有し、閲覧に供するほか、写しの交付も行っています。

## (2) 令和5年度有償刊行物販売数ベスト3

順位	刊行物名	部数
1	建設工事にかかる《新公共調達制度》の手引き[令和5年度版]	770
2	土木請負工事必携(2葉の1・2葉の2)【令和4年7月】	30
3	令和4年度 指標からみた和歌山県のすがた	16

# **個人情報保護制度**

# I 個人情報保護制度のあらまし

## 1 個人情報保護制度の目的

情報化社会の進展により、様々な情報が大量かつ迅速に流通し、私たちの社会生活に多くの利便性をもたらしてくれました。しかし、その反面で、自分の情報が知らないうちに不適正な取扱いをされているのではないかという不安感やプライバシーの侵害のおそれがあります。

このことから、和歌山県では、個人情報を適正に取り扱う上で守るべきルールを定め、県の保有する個人情報について開示、訂正及び利用停止請求を求める権利を明らかにする等した「和歌山県個人情報保護条例」（以下「条例」という。）を制定し、令和4年度まで条例に基づく個人情報保護制度を運用していました。

令和5年度からは従来、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体等でそれぞれ分かれていた規律が個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に一本化され、法に基づく全国共通ルールの個人情報保護制度が運用されています。

## 2 個人情報保護制度の概要

### (1) 個人情報とは

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。また、個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報を「特定個人情報」といいます。

ア　個人の氏名、住所、生年月日その他の記述により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）

イ　個人識別符号が含まれるもの

### (2) 地方公共団体の機関

和歌山県における個人情報保護法第2条第11項の「地方公共団体の機関」は、以下の11機関です。

知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会

※ 法では、議会は地方公共団体の機関から除外されています。また、地方公社も地方公共団体の機関ではないため、法に基づく民間事業者のルールが適用されます。

なお、県が設置した地方独立行政法人である公立大学法人和歌山県医科大学は地方公共団体の機関ではないため、個人情報の取扱いに関しては民間事業者のルールが適用されるものの、その公的性から個人情報ファイル簿、保有個人情報開示・訂正・利用停止、匿名加工情報に関しては公的部門のルールが適用されます。

### (3) 地方公共団体の機関が取り扱う個人情報の保護

---

#### ア 保有に関する制限

行政機関等は、条例を含む法令で当該行政機関等が行うことができるとされている具体的な所掌事務又は業務の遂行に必要な限度でのみ、保有個人情報を保有できます。また、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければなりませんし、適正な手段で取得しなければなりません。

また、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する情報として、要配慮個人情報が定められています。

#### イ 適正な管理

行政機関の長等は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めるとともに、漏えい、滅失又はき損等の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

また、保有する必要がなくなった保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体については、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は廃棄を行います。

#### ウ 職員等の義務

地方公共団体の機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。なお、職員であった者も同様です。

#### エ 委託に伴う措置

行政機関等が外部に業務を委託する場合は、委託先は個人情報の取扱いについて行政機関等と同様の安全管理義務を負います。

#### オ 利用及び提供の制限

行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、原則として、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはなりません。

#### カ 個人情報ファイル簿の作成及び公表

個人情報ファイルを保有する場合、当該個人情報ファイルの名称や目的及び記録項目等を記載した個人情報ファイル簿を作成及び公表します。

### (4) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求等

---

#### ア 保有個人情報開示請求

何人も、行政機関の長等に対して、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。

開示請求のあった自己を本人とする保有個人情報は、原則として開示しますが、以下に掲げる情報については、開示することはできません。

- (ア) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (イ) 開示請求者以外の個人に関する情報
- (ウ) 法人等に関する情報
- (エ) 国の安全等に関する情報
- (オ) 公共の安全等に関する情報
- (カ) 審議、検討等に関する情報
- (キ) 事務又は事業に関する情報

#### イ 保有個人情報訂正請求

何人も、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正を請求することができます。

#### ウ 保有個人情報利用停止請求

何人も、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている、違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されている等と思料するときは、当該保有個人情報の①利用の停止、②消去又は③提供の停止（①から③

までを合わせて「利用停止」といいます。) の停止を請求することができます。

#### エ　審査請求

行政機関の長等が行った開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する決定に不服があるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。和歌山県においては、審査請求を受けた機関は、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」といいます。)に諮問し、審議会から諮問に対する答申を受け、当該答申を尊重し、審査請求に対する裁決を行います。

なお、審議会は、優れた識見を有する10名以内の委員で構成され、第三者的な立場から審査請求の事案の審議、その他の個人情報の保護に関する重要な事項について、調査審議等するために設けられた知事の附属機関です。

#### オ　苦情の処理

行政機関の長等は、個人情報の取扱いに関する苦情に対して、適切かつ迅速な処理に努めます。

#### カ　個人情報保護窓口の設置

個人情報の保護に関する相談及び案内、保有個人情報に対する開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付その他個人情報の保護に関する事務を行うため、個人情報窓口を設置しています。

知事においては、県庁内に総合窓口(情報公開コーナー)、地方機関、振興局ごとに地方窓口を設置しています。

また、公安委員会及び警察本部長においては、警察本部情報公開コーナー及び各警察署警務課に窓口を設置しています。

## II 個人情報保護制度の運用状況

### 1 個人情報ファイル簿の件数

令和5年度末現在で県の機関及び県が設立した地方独立行政法人が公表している個人情報ファイル簿の件数は428件で、公表件数は次のとおりです。

(個人情報ファイル簿件数)

組織名	件数
知事	217
教育委員会	49
公安委員会	0
警察本部長	139
選挙管理委員会	0
監査委員	0
人事委員会	0
労働委員会	0
収用委員会	0
海区漁業調整委員会	0
内水面漁業管理委員会	0
和歌山県立医科大学	23
計	428

(知事部局内訳)

部局名	件数
知事室	6
総務部	20
企画部	5
環境生活部	15
福祉保健部	83
商工観光労働部	23
農林水産部	14
県土整備部	23
会計局	2
振興局	26
計	217

## 2 保有個人情報の開示請求等

以下に掲げる表は、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）を含む過去3年度分の開示請求等の処理状況を示したものです。

### (1) 開示請求件数及び決定件数等の区別内訳

令和4年度までの「条例」に基づく開示請求は、個人情報が記載された公文書の件数を集計していましたが、令和5年度からは「法」に基づく全国共通ルールで運用されているため、国の考え方に基づき、令和5年度は決定等の処分を行った件数で集計しています。1枚の請求書に対して複数の決定を行う場合があるため、重複して集計しているものもあります。

区分	請求 枚数	決定件数等				取下げ	
		開示			不開示 (※)		
		全部開示	部分開示	計			
令和5年度	79	7	61	68	16	6	
区分	請求 件数	決定内容等				取下げ	
		開示			非開示 (※)		
		全部開示	部分開示	計			
令和4年度	340	105	221	326	10	4	
令和3年度	188	57	119	176	9	3	

※ 法では不開示、条例では非開示

### (2) 訂正請求件数及び決定内容などの区別内訳

区分	請求 件数	決定内容等				不訂正 (※)	
		訂正			計		
		全部	部分				
令和5年度	0	0	0	0	0	0	
区分	請求 件数	訂正				非訂正 (※)	
		全部	部分	計			
		0	0	0	0	0	
令和3年度	0	0	0	0	0	0	

※ 法では不訂正、条例では非訂正

(3) 利用停止請求件数及び決定内容等の区別内訳

区分	請求 件数	決定内容等			不利用 停止 (※)	
		利用停止		計		
		全部	部分			
令和5年度	0	0	0	0	0	
区分	請求 件数	利用停止			非利用 停止 (※)	
		全部	部分	計		
令和4年度	0	0	0	0	0	
令和3年度	0	0	0	0	0	

※ 法では不利用停止、条例では非利用停止

(4) 窓口別請求者数（延べ人数）

区分		令和5年度	令和4年度	令和3年度
知事部局 各種委員会	総合公開	22	21	12
	地方公開	7	7	3
警察		50	49	35
計		79	77	50

(5) 組織別請求状況

区分		令和5年度	令和4年度	令和3年度
知事部局	知事室	0	0	0
	総務部	0	2	2
	企画部	0	1	7
	環境生活部	3	0	2
	福祉保健部	18	98	59
	商工観光労働部	1	0	0
	農林水産部	2	7	5
	県土整備部	3	2	0
	会計局	0	0	0
	どの部局にも属さないもの	1	5	0
小計		28	115	75
教育委員会		1	1	4
公安委員会		0	0	0
警察本部		50	206	107
選挙管理委員会		0	0	0
監査委員		0	16	0
人事委員会		0	1	0
労働委員会		0	0	0
収用委員会		0	0	0
海区漁業調整委員会		0	0	0
内水面漁業管理委員会		0	0	0
和歌山県立医科大学		0	1	2
計		79	340	188

※ 令和5年度の組織別内訳

区分	請求枚数	決定件数等				
		開示			不開示	取下げ
		全部	部分	計		
知事部局	知事室	0	0	0	0	0
	総務部	0	0	0	0	0
	企画部	0	0	0	0	0
	環境生活部	3	0	3	3	0
	福祉保健部	18	4	16	20	3
	商工観光労働部	1	0	0	0	1
	農林水産部	2	0	0	0	2
	県土整備部	3	0	0	0	3
	会計局	0	0	0	0	0
	どの部局にも属さないもの	1	0	1	1	0
小計		28	4	20	24	8
教育委員会		1	1	0	1	0
公安委員会		0	0	0	0	0
警察本部		50	2	41	43	8
選挙管理委員会		0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0
人事委員会		0	0	0	0	0
労働委員会		0	0	0	0	0
収用委員会		0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0
内水面漁業管理委員会		0	0	0	0	0
和歌山県立医科大学		0	0	0	0	0
計		79	7	61	68	16
						6

## (6) 不開示理由別内訳

不開示又は部分開示の決定をした保有個人情報の不開示理由別の内訳です。2つ以上の不開示理由がある公文書については、すべての理由について集計しています。

区分(個人情報保護法該当条項)	令和5年度	区分(和歌山県個人情報保護条例該当条項)	令和4年度	令和3年度
開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報(第1号)	0	法令秘情報(第1号)	5	0
開示請求者以外の個人に関する情報(第2号)	56	開示請求者以外の個人に関する情報(第2号)	195	96
法人等に関する情報(第3号)	1	法人等情報(第3号)	3	0
国の安全等に関する情報(第4号)	0	公共安全等情報(第4号)	35	3
公共の安全等に関する情報(第5号)	15	審議検討等情報(第5号)	6	0
審議、検討等に関する情報(第6号)	13	事務事業情報(第6号)	69	20
事務又は事業に関する情報(第7号)	27	評価等情報(第7号)	7	0
		未成年者及び成年被後見人に関する情報(第8号)	0	0
その他(不存在・存否応答拒否等)	14	その他(不存在・存否応答拒否等)	7	5

## 3 審査請求の状況

実施機関が行った保有個人情報の不開示決定及び部分開示決定に対する審査請求は、令和5年度に受理したものが14件で、令和4年度以前から継続しているものが1件あり、令和5年度中に取り扱った審査請求は合計15件です。処理状況は以下のとおりです。(令和6年3月31日時点)

### (1) 審査請求の件数及び処理状況

区分	審査請求件数	処理状況					
		全部認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審査中
令和5年度	14	0	0	0	0	0	14
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	1	0	0	1	0	0	0

## (2) 審査請求の内容及び審議会の状況

質問番号	審査請求内容	審査請求	情報公開・個人情報保護審議会		裁決等	原処分内容等
		審査請求年月日	諮問年月日	答申内容	裁決年月日	決定
		実施機関（担当課）	答申年月日		裁決内容	決定理由
(個)2	保有個人情報開示請求について部分開示決定が行われたことに対する審査請求	R4. 2. 9	R4. 5. 22	一部取消し	R5. 6. 30	部分開示決定
		知事（健康推進課）	R5. 5. 26		棄却	6号
(個)3	保有個人情報開示請求について非開示決定（存否応答拒否）が行われたことに対する審査請求	R5. 4. 5	R5. 6. 30	原処分妥当	—	非開示決定
		知事（総務課）	R6. 3. 14		—	存否応答拒否
(個)4	保有個人情報開示請求について非開示決定（存否応答拒否及び条例の適用除外）が行われたことに対する審査請求	R5. 5. 9	R5. 7. 21	原処分妥当	—	非開示決定
		公安委員会	R6. 3. 14		—	不存在、適用除外
(個)5	保有個人情報開示請求について非開示決定（存否応答拒否）が行われたことに対する審査請求	R5. 4. 3	R5. 8. 22	原処分妥当	—	非開示決定
		教育委員会	R6. 3. 14		—	存否応答拒否
(個)6	保有個人情報開示請求について部分開示決定が行われたことに対する審査請求	R5. 6. 27	R5. 10. 5	審議中	—	部分開示決定
		知事（監察査察課）	—		—	6号、不存在
(個)7	保有個人情報開示請求について不開示決定（不存在）が行われたことに対する審査請求	R5. 4. 24	R5. 10. 4	審議中	—	不開示決定
		知事（障害福祉課）	—		—	不存在
(個)8	保有個人情報開示請求について部分開示決定が行われたことに対する審査請求	R5. 8. 6	R5. 10. 20	審議中	—	部分開示決定
		公安委員会	—		—	2号、5号、7号
(個)9	保有個人情報開示請求について部分開示決定が行われたことに対する審査請求	R5. 6. 13	R5. 10. 20	審議中	—	部分開示決定
		公安委員会	—		—	2号、4号、6号
(個)10	保有個人情報開示請求について非開示決定（請求権なし）が行われたことに対する審査請求	R5. 9. 1	R5. 12. 8	審議中	—	非開示決定
		公安委員会	—		—	請求権なし
(個)11	保有個人情報開示請求について部分開示決定が行われたことに対する審査請求	R5. 12. 4	R6. 3. 18	審議中	—	部分開示決定
		公安委員会	—		—	2号、5号、7号
—	保有個人情報開示請求について不開示決定（不存在）が行われたことに対する審査請求	R5. 4. 10	—	—	—	非開示決定
		知事（子ども未来課）	—		—	不存在
—	保有個人情報開示請求について不開示決定（不存在）が行われたことに対する審査請求	R5. 5. 1	—	—	—	不開示決定
		知事（子ども未来課）	—		—	不存在
—	保有個人情報開示請求について不開示決定（請求権なし）が行われたことに対する審査請求	R5. 12. 14	—	—	—	不開示決定
		知事（農林水産総務課）	—		—	請求権なし
—	保有個人情報開示請求について不開示決定（請求権なし）が行われたことに対する審査請求	R5. 12. 24	—	—	—	不開示決定
		知事（子ども未来課）	—		—	請求権なし
—	保有個人情報開示請求について不開示決定（不開示情報に該当）が行われたことに対する審査請求	R6. 1. 5	—	—	—	不開示決定
		和歌山県立医科大学	—		—	1号、2号
—	保有個人情報開示請求について不開示決定（不開示情報に該当）が行われたことに対する審査請求	R6. 1. 5	—	—	—	不開示決定
		和歌山県立医科大学	—		—	1号、2号
—	保有個人情報開示請求について不開示決定（不存在）が行われたことに対する審査請求	R6. 2. 7	—	—	—	不開示決定
		公安委員会	—		—	不存在

#### 4 行政機関等匿名加工情報の提案の件数及び処理状況

行政機関等匿名加工情報の提供の提案募集を令和5年8月21日から同年9月21日にかけて実施しました。件数及び処理状況については以下のとおりです。

区分	提案の件数	処理状況				
		適合			不適合	取下げ
		提供済	手續中	契約申込なし		
令和5年度	0	0	0	0	0	0

# **和歌山県情報公開・個人情報保護審議会**

# 和歌山県情報公開・個人情報保護審議会

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会は、令和5年度において計23回開催され、以下のとおり、諮問事項の審議等を行いました。

回	開催年月日	審議内容等
第20回 第一部会	令和5年4月25日	・ 諒問（個）第2号の審議
第21回 第一部会	令和5年5月23日	・ 諒問（個）第2号の審議
第22回 第一部会	令和5年7月13日	・ 諒問（情）第15号の審議 ・ 諒問（個）第3号の審議
第23回 第一部会	令和5年8月23日	・ 諒問（情）第15号～第18号の審議 ・ 諒問（個）第3号及び第4号の審議
第24回 第一部会	令和5年9月27日	・ 諒問（情）第15号～第19号の審議 ・ 諒問（個）第3号～第5号の審議
第25回 第一部会	令和5年10月19日	・ 諒問（個）第5号の審議
第26回 第一部会	令和5年11月21日	・ 諒問（個）第6号、第8号及び第9号の審議
第27回 第一部会	令和5年12月29日	・ 諒問（情）第15号～第19号の審議 ・ 諒問（個）第3号～第6号、第8号及び第9号の審議
第28回 第一部会	令和6年1月16日	・ 諒問（情）第20号及び第21号の審議 ・ 諒問（個）第6号～第9号の審議
第29回 第一部会	令和6年2月16日	・ 諒問（情）第15号～第21号の審議 ・ 諒問（個）第3号～第9号の審議
第30回 第一部会	令和6年3月14日	・ 諒問（情）第17号、第19号～第21号、第23号及び第24号の審議 ・ 諒問（個）第6号～第10号の審議
第20回 第二部会	令和5年5月9日	・ 諒問（情）第11号の審議
第21回 第二部会	令和5年7月10日	・ 諒問（情）第11号の審議
第22回 第二部会	令和5年8月4日	・ 諒問（情）第11号及び第14号の審議
第23回 第二部会	令和5年9月4日	・ 諒問（情）第11号及び第14号の審議
第24回 第二部会	令和5年10月10日	・ 諒問（情）第11号及び第14号の審議
第25回 第二部会	令和5年11月7日	・ 諒問（情）第11号の審議
第26回 第二部会	令和5年12月5日	・ 諒問（情）第11号及び第22号の審議
第27回 第二部会	令和6年1月15日	・ 諒問（情）第11号及び第22号の審議
第28回 第二部会	令和6年2月13日	・ 諒問（情）第11号及び第22号の審議
第29回 第二部会	令和6年3月11日	・ 諒問（情）第11号、第22号及び第25号の審議
第4回 第三部会	令和5年10月10日	・ 住民基本台帳法ネットワークに関する事務の「特定個人情報保護評価（全項目評価書）案」に関する審議会への諮問について
第5回 第三部会	令和6年3月14日	・ 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する審議会への報告について ・ 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正について